

公衆浴場入浴料金の今後のあり方について（答申）（案）

令和7年1月17日付6生衛第2404号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の480円から70円の値上げを行い550円とし、中人、小人はそれぞれ200円、100円のまま据え置くことが適当である。

料金の改定は、令和7年4月1日からとすることが適当である。

（理由）

- 1 前回（令和5年4月1日）の公衆浴場入浴料金改正以降も、依然として燃料費をはじめとした物価の高騰が続いていることから、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで551円であり、現行料金480円との差額は71円であったこと。
- 3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和7年4月1日からとすることが適当と考えられること。

（補足意見）

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、営業者にあつては、種々の取組の実施など自助努力がなされているところである。しかしながら、燃料費や光熱水費といった必要経費の価格高騰など、普通公衆浴場を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や、高齢者をはじめとする地域住民相互の交流促進、地域住民の健康づくりや親子のふれあいの場といった役割を十分に斟酌され、営業者にあつては季節のイベント開催など集客のための様々な取組を推進し、行政関係者にあつては営業者の取組の広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。